

# 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 元年 11月 25日 (月) 午後 7 : 00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	○ 草刈弘幸
	○ 上山光重
	○ 神原秀吾
	○ 萩原眞壽雄
	○ 井上誠
	○ 高木宣美
	○ 小椋義宣
欠	春名義昭
	○ 春名昌美
	○ 青木英隆
	○ 新田 茂
	○ 野々上良弘

4. 議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 基盤強化法第 19 条について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 について

報告事項第 2 号 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
	藤川 達也

事務局長

それでは、11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

こんばんは、11月の終わりになって寒くなってきましたが、よろしくお願ひします。先日東京のビッグサイトに参加してきました。参加して下さったり、無かったりだと話がしにくいところがあります。このような研修会がある場合にはみなさん率先して参加していただいて、新しいのう農業や地域の事を勉強していただきたいと思います。そういうことで話もできていくと思います。活動も比較しながらやっていきたいと思います。それでは議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願ひします。  
(前段、資料1 6 ページの差し替えについて)  
失礼します。資料2 ページ目をお願ひします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

譲渡人 兵庫県神戸市灘区篠原南町 [REDACTED]

譲受人 西粟倉村大字長尾 [REDACTED] 氏

土地の所在地は、

大字長尾 [REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>
[REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>
[REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>
[REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>
[REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>
[REDACTED]	登記地目	田	面積	[REDACTED] m <sup>2</sup>

3 ページから5 ページが申請書になります。購入対価は5 ページとなります。

3 ページの「5 番」から譲受人の耕作状況となります。

10 アール以上の農地を所有しているため、農地を持つ権利を有しています。

農地までの距離は1 kmで、所用時間は5分です。

農作業に従事する者は2人です。

6 ページは譲渡人の住所を証する書類の写しです。

7-14 ページが登記記録となります。

15 ページが申請地の位置図です。

16 ページが地籍図です。

17-20 ページは各農地の字切図となります。

21 ページは農地の権利移転に伴う利用権設定の合意解約書となります。

22, 23 ページは行政書士への委任状となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

委員

引谷の小椋委員さんには連絡させてもらってました。[REDACTED]さんから生前のときにもう田んぼするもんがおらんで、買ってくれんか??とありまして、利用権設定でやらせてもらいます。と言う事でさせてもらってました。その娘さん2人も、もうしないので、買ってくれんか?ということで、買わしてもらいました。場所は引谷の天神さまさんから下に降りたところなんです。[REDACTED]さんの家の自宅の下!それと、[REDACTED]の自宅の裏とになるんです。[REDACTED]の裏もほとんどシカの遊び場です。田んぼにはならんで、一応雑種地にさせてもらおうかと思ひます。そういうことで買い上げ単価もずっと管理に手間が



よろしくお願ひ致します。

委員

■さんが影石の■さんの家を借りてやられて、候補地があったらということでもそこを■さんのをかわれました。現在家の方を改装されて、下手の方をグループホームにしたいと買われたそうです。区長をはじめ近隣の方に説明会があったようです。よろしくお願ひします。

事務局

不足につきまして説明です。以前の農業委員会で農新地を外させていただいた件がありまして、こちらの方は■さんの方から役場へ土地を寄付したい、建物ごとしたいということがあって、受けることを前提に農新地の除外をさせていただきました。その後家屋調査士に調べていただいたら、公共施設でする利用する場合、建物の修繕がかなりかかるということが判明しまして、寄付を辞退した。という。経緯がありました。その後■さんの話がありまして、建物も自分でやられるということに移った経緯がありました。結局役場の経費が合わなかったという。経緯があったことをお話しさせていただきます。

委員

農新地を外した経緯を含めてなにかありますか？

委員

図面があるがよ一あれ、下の家の図面がそうか？

委員

新しくするってことです。

委員

畑が一反ほどじゃがん。畑だけの値段か？

委員

宅地も含めてか？

委員

含めてだと思ひますが

委員

わけないけんけど

委員

畑を家が一緒になつとんじゃない

委員

建物の建設費用は補助金があるんか？？

委員

よくわかりませんが、厚生労働省のほうからでるのではないのでしょうか？

委員

これ資金計画にいれとかんと、足りないのではないか 600 万とか。建物で 1000 万ほどではたてれんぞ。

委員

それと、会計管理から 392500 円なんか、これは補助金か。こういうのは載せない方がええんじゃないか。

委員

なるべくは載せたくないですが、基本的にこの皆様は守秘義務がありますので。

委員

そりゃそうじゃけど、これが年に 1 回なのか、毎月なのか、疑うようにいなるがな。大きいでこれ。

会長

土地についてはよろしいですか。

委員

ちょっと車線引いたり、消したり。

委員

残高だけがでとったらええわけで。

委員

次回からは載せないようにします。残高だけで、日付とにします。

会長

それでは次の案件へ。

事務局

議案第 3 号

基盤強化法第 19 条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。

今回、3 件の申請がありました。借受人ごとにご説明をさせていただきます。

52 ページからご覧下さい。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西粟倉村筏津 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西粟倉村筏津 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字筏津 [REDACTED] 番地 現況地目 田 面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和1年11月25日～令和7年3月31日までの5年4ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

54ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

55ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。52ページをご覧ください。（下段）

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村筏津 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村筏津 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字筏津 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>

[REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和元年11月25日～令和7年3月31日までの約5年4ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

56ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

57ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

[REDACTED]さんから聞いてます。場所は[REDACTED]さんの方が[REDACTED]の電波塔のところですが、[REDACTED]さんの方が下水道の道べりの反対の方です。再設定なんでよろしくお願いいたします。

事務局

ちょっと補足させてもらいます。[REDACTED]さんっていうのが[REDACTED]さんの息子さんで、今年3月に[REDACTED]さんが亡くなられて、[REDACTED]さんが4年5年ぐらい前から帰っておられて、一緒に生活させてます。早いうちに登記の変更をお願いしますとは、伝えてあります。と言う事で、所有者と申請人が違いますけど、よろしくお願いいたします。

会長

再設定と言う事なんでよろしくお願いいたします。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。53ページをご覧ください。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村影石 [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和1年11月25日～令和3年3月31日までの約1年4ヶ月です。

借賃は10aあたり1俵、物納による賃貸借権の設定になります。

58ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

59ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

聞いておりません。

会長

これ事務局聞いとん？使用権の期間、これ、一期作るだけの期間じゃで？

事務局

先般、同様に[redacted]さんと[redacted]さんとで農地の利用権設定が令和3年3月31日だったんです。それに合わせて、同じようにハンコをもらえるようにしたいと、いう事で設定期間をさせてもらいました。

委員

どこの地区にしても、農業委員さんには話をするように、事務局から話をせんといけん。

会長

再設定なんで問題ないですね。

事務局

報告事項第1号

農地法第3条の3の規定による届出についてです。

60ページからご覧下さい。

相続人 西栗倉村大字影石 [redacted] 氏

土地の所在は、

大字坂根 [redacted] 田 [redacted] m<sup>2</sup>

坂根 [redacted] 田 [redacted] m<sup>2</sup>

影石 [redacted] 番地 田 [redacted] m<sup>2</sup>

61ページ ～ 62ページが届出書類、

63～66ページが土地の登記完了証の写し

67、68ページが申請地の土地の所在地になります。

農業委員会へのあつせん希望はありません。  
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

相続なんで、今家におられる■■■■さんにされたんだと思います。

委員

ここの■■■ちゃん田んぼしょんかな？ こういう時の名義変更はしよったんかな？

委員

契約期間はそのままだったと思います。

会長

再確認でよろしくお願いいたします。

委員

相続は報告事項でよかったんかいな？ 所有権移転もされとるわけじゃな。

事務局

相続の申請はご本人さんより、登記事務所からの連絡になりますので、なんで、利用権設定の方はちょっとあつかいが違うので！ ご本人から農業委員に連絡してもらわないといけないかなと、

会長

そういうときの利用権設定をお願いします。

事務局

報告事項第2号

認定電気通信事業者が行う中継施設の設置による届出についてです。

69ページをご覧ください

土地の所在地は 大字知社 ■■■■ 登記地目 畑 面積■■■■㎡のうち■■■㎡

申請人 ■■■■

70ページは委員会への協議申出書となります。

71ページは■■■から■■■■への委任状となります。

72ページ～73ページが電気通信事業法の認定書類となります。

74ページから事業計画書になります。

75、76ページが申請地の位置図です。

77ページ現況の写真です。

78ページ～81ページが電波塔の図です。

82、83ページは登記記録です。

84ページが、所有者への使用承諾書の写しとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

事務局

【報告事項】

○手帳配布について

会長代理

お疲れのところご苦労様でした。また寒い中お集まりいただきありがとうございます。  
11月の25日ということで、一週間もしないうちに12月！師走ということで！非常に忙しくなってきます。風邪等も流行っておりますので、この忙しい12月を乗り越えていただきたいと思います。今日のご苦労さまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員